

第 4 章 防災指針

1 防災指針とは

(1) 防災指針の目的

近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和2年（2020年）6月に都市再生特別措置法が改正されたことに伴い、立地適正化計画に居住誘導区域内等における防災・減災対策をとりまとめた「防災指針」を定めます。

防災指針とは、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針です。

そこで、防災指針の作成にあたっては、「第1章 まちづくりの基本方針」で掲げた“めざすまちの姿”「災害を“みんなで乗り切る”まち」の実現に向けて、本市の防災上の課題を踏まえつつ、様々な災害リスク分析の結果から、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を計画的に推進していくための取組方針を設定し、具体的な取組をまとめています。

図－尼崎市の特徴と防災上の課題

災害種別	洪水、高潮	地震・津波
本市の特徴	南は大阪湾、東は猪名川、西は武庫川に囲まれた三角洲に立地しており、市域の約3分の1が海拔ゼロメートル地帯となっています。	早くから市街化が進んだこともあり、市全域に耐震性が不十分な建物が多くあるほか、そのような建物が密集している地域があります。
防災上の課題	集中豪雨等による猪名川、武庫川等の氾濫や高潮により市内の広い範囲で浸水等による被害が大きくなる恐れがあります。	地震や津波による建物の倒壊等で、密集市街地では大火災が発生したり、臨海部では避難が間に合わず被害が拡大する恐れがあります。

図－尼崎市の地盤高イメージ



(2) 防災指針に基づく取組の対象範囲

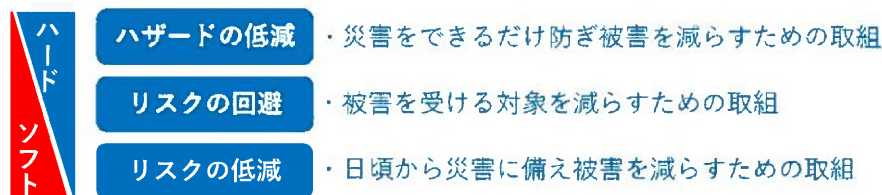
防災指針の取組は、基本的に居住誘導区域内を対象として、災害リスク分析の結果を踏まえて定めます。

しかし、本市は、市内全域で様々な災害リスクを抱えており、居住誘導区域外に現に生活している市民等もいることから、尼崎市全域を取組の対象範囲とします。

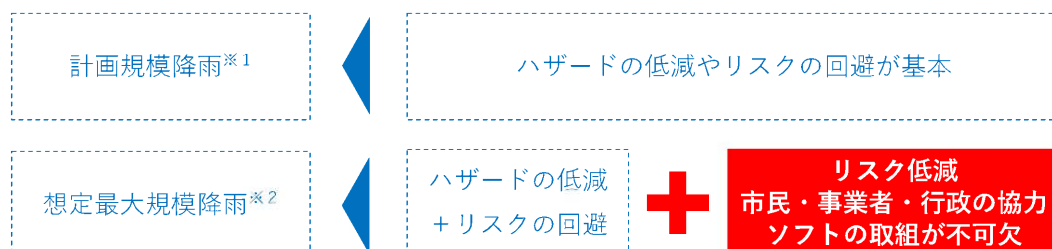
(3) 防災まちづくりの基本的な考え方

本市は広範囲にすでに良好な市街地が形成されていますが、洪水や高潮等により市域のほとんどが浸水する想定となっており、今後 30 年以内に 70～80%の確率で発生すると言われている南海トラフ巨大地震でも津波や建物の倒壊が想定されています。

そのため、災害をできるだけ防ぎ被害を減らすための取組（ハザードの低減）、被害を受ける対象を減らすための取組（リスクの回避）、日頃から災害に備え被害を減らすための取組（リスクの低減）を総合的に推進します。



河川整備の目標としている計画規模降雨による災害に対しては、ハード整備によるハザードの低減やリスクの回避が基本となりますが、想定し得る最大規模降雨による災害に対しては、これらの取組に加えて、市民・事業者・行政の“みんなが協力”して災害に備えるソフトの取組を中心としたリスクの低減を実践していくことが不可欠です。



※1 河川整備の目標とする降雨：おおむね100～200年に1回程度起きるおそれのある大雨を想定。

※2 想定し得る最大規模の降雨：おおむね1,000年に1回程度起きるおそれのある大雨を想定。

(4) 防災指針の検討手順

防災指針は次の手順で検討しています。

- Step1：本市における災害ハザード情報等を収集、整理
- Step2：災害リスクの高い地域等を抽出
- Step3：地域ごとの防災上の課題の整理
- Step4：防災まちづくりの取組方針の検討
- Step5：具体的な取組及びスケジュールの検討

2 災害リスクの高い地域等の抽出

(1) 災害リスク分析・定量的評価の考え方

① 分析の対象

本市は様々な災害リスクを抱えていますが、そのうち特に被害が大きいと想定されている洪水、高潮、津波について分析の対象とすることとし、内水については浸水区域が少ないことから分析の対象とはしませんでした。

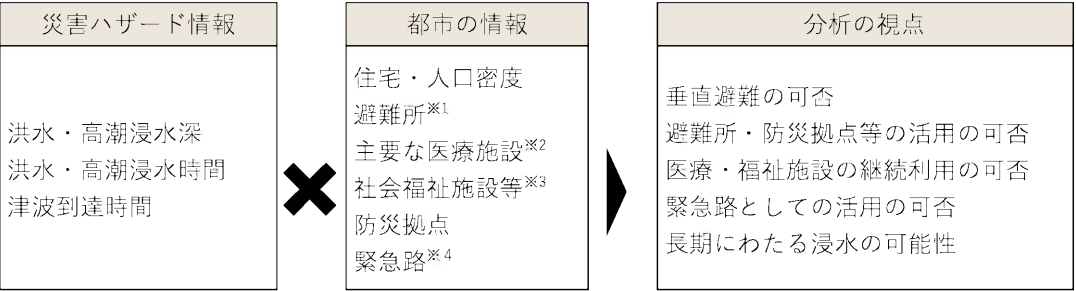
また、地震については、いつ、どこで、どの程度の規模で発生するか予測不可能であり、誘導的手法による災害リスクのコントロールが困難であるため、分析の対象としていませんが、防災機能の向上を図るため、建築物の耐震化・不燃化を推進する必要があります。

② 分析の方法

洪水・高潮浸水深等の災害ハザード情報と住宅の分布、避難所や病院等の各種都市の情報を重ね合わせ、浸水想定区域内の住宅の数、水害により機能低下が見込まれる施設の数、途絶するおそれのある道路の範囲等を算定して、定量的な評価を行いました。

なお、洪水、高潮等の浸水想定区域等のデータを用いた分析及び評価は、災害リスクを重視し、想定最大規模降雨を採用しました。

図 - 災害ハザード情報と都市の情報の重ね合わせ一覧



※1：指定避難場所、福祉避難所
※2：災害拠点病院、災害対応病院、救急医療機関、その他救急車を有する医療施設
※3：高齢者介護施設（通所型含む）、子育て施設（保育所、幼稚園等）
※4：緊急輸送道路〔兵庫県指定〕、緊急輸送予定道路〔市選定〕

(2) 災害リスクの高い地域

① 『洪水・高潮浸水深』に関する災害リスクの基準

一般的な家屋では、浸水深 0.5m 以上で 1 階が、浸水深 3m 以上で 2 階が、浸水深 5m 以上で 3 階が床上浸水し、垂直避難が困難になります。

また、浸水深 0.5m 以上が想定される地域は、歩いて避難することが困難になるため災害リスクがありますが、中でも、3 階以上への避難が必要となる浸水深 3m 以上が想定される地域は特に災害リスクが高い地域であると考えられます。

図 - 浸水深と家屋等浸水の関係

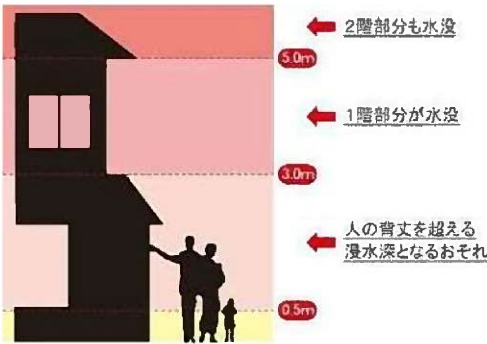
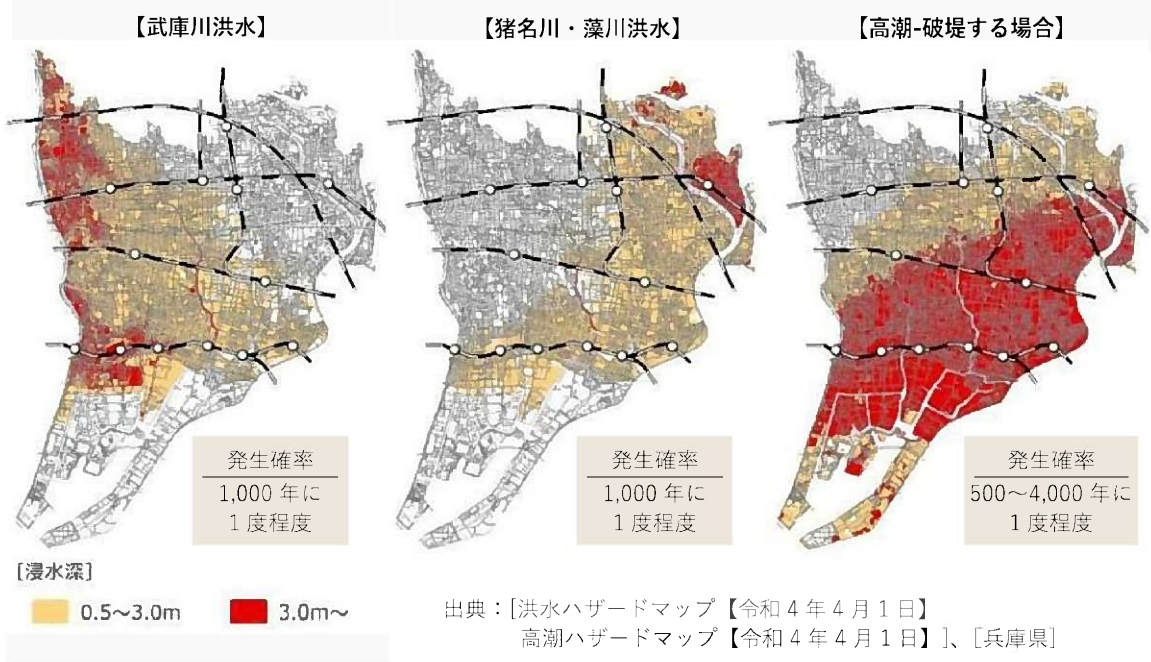


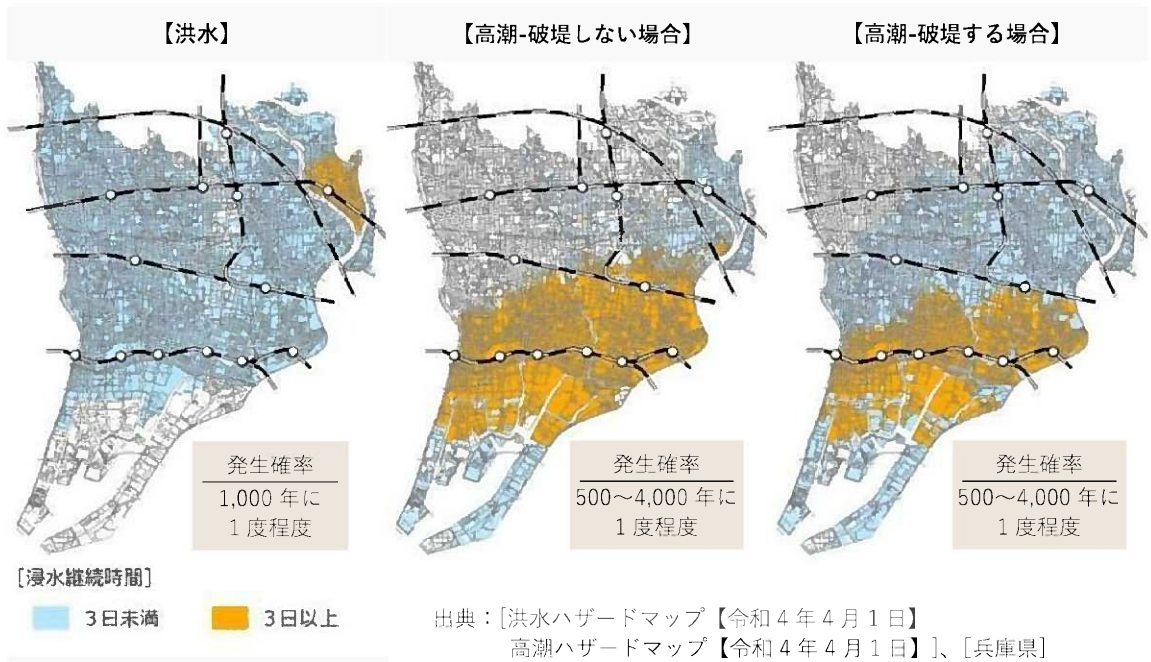
図 - 洪水・高潮浸水深



② 『洪水・高潮浸水継続時間』に関する災害リスクの基準

避難が困難となる浸水（0.5m 以上）が続く時間（浸水継続時間）が長い場合、建物の2階以上に垂直避難し命が守られたとしても、必要な量の備蓄（最低3日間）がない場合、健康障害の発生や最悪の場合は生命に危険を及ぼす可能性があります。したがって、長時間の浸水が想定される地域は災害リスクがありますが、中でも3日以上浸水し続ける地域は、特に災害リスクが高い地域であると考えられます。

図 - 洪水・高潮浸水継続時間



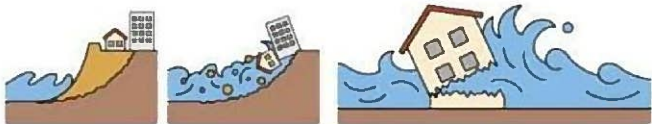
③ 『洪水による家屋倒壊等氾濫想定区域』に関する災害リスクの基準

家屋倒壊等氾濫想定区域は、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生するおそれがある区域であり、洪水時に区域外への早期立ち退き避難が必要であるため、指定されている区域は、特に災害リスクが高い地域であると考えられます。

図 - 家屋倒壊等氾濫想定区域



図 - 家屋倒壊等氾濫想定区域での災害のイメージ



河岸侵食

地面が削られ家屋は建物ごと崩落するおそれがあります

氾濫流

流速が早いため、木造家屋は倒壊するおそれがあります

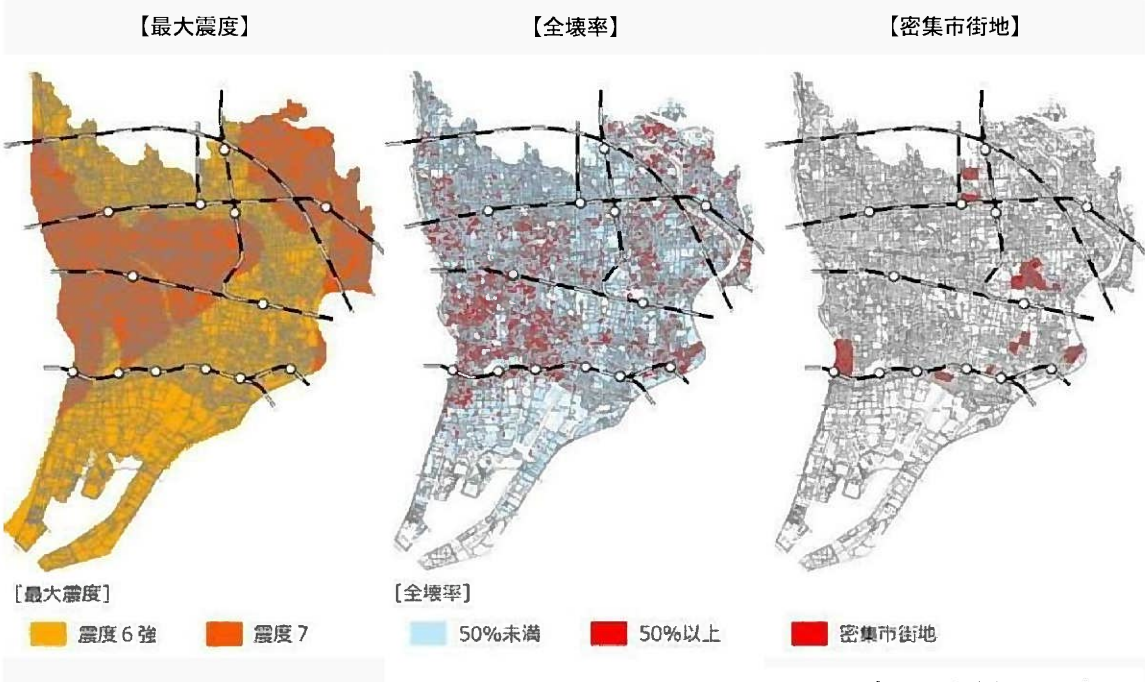
(出典：国土交通省資料)

出典：[洪水ハザードマップ【令和4年4月1日】]、[兵庫県]

④ 『地震による家屋倒壊』に関する災害リスクの基準

大規模な地震が発生した際に全壊率が50%を超えると想定されている地域は建物等の倒壊により避難に支障が出るなどの災害リスクがありますが、中でも全壊率が50%を超えると想定されており密集市街地に指定されている地域は、火災による延焼危険性や避難が困難となる可能性が高く、特に災害リスクが高い地域であると考えられます。

図 - 地震による家屋倒壊



出典：尼崎市地震ハザードマップ、尼崎市密集市街地位置図

⑤ 『津波からの避難』に関する災害リスクの基準

津波避難対象地域に指定されている地域は、十分な安全を考慮し津波が発生した場合に避難が必要と考えられる地域のため、災害リスクがありますが、中でも津波避難要注意地域に指定されている地域は、南海トラフ巨大地震の発生後津波の最短到達時間である 117 分までに、津波浸水想定区域の外側へ水平避難が困難であることが見込まれるため、特に災害リスクが高い地域であると考えられます。

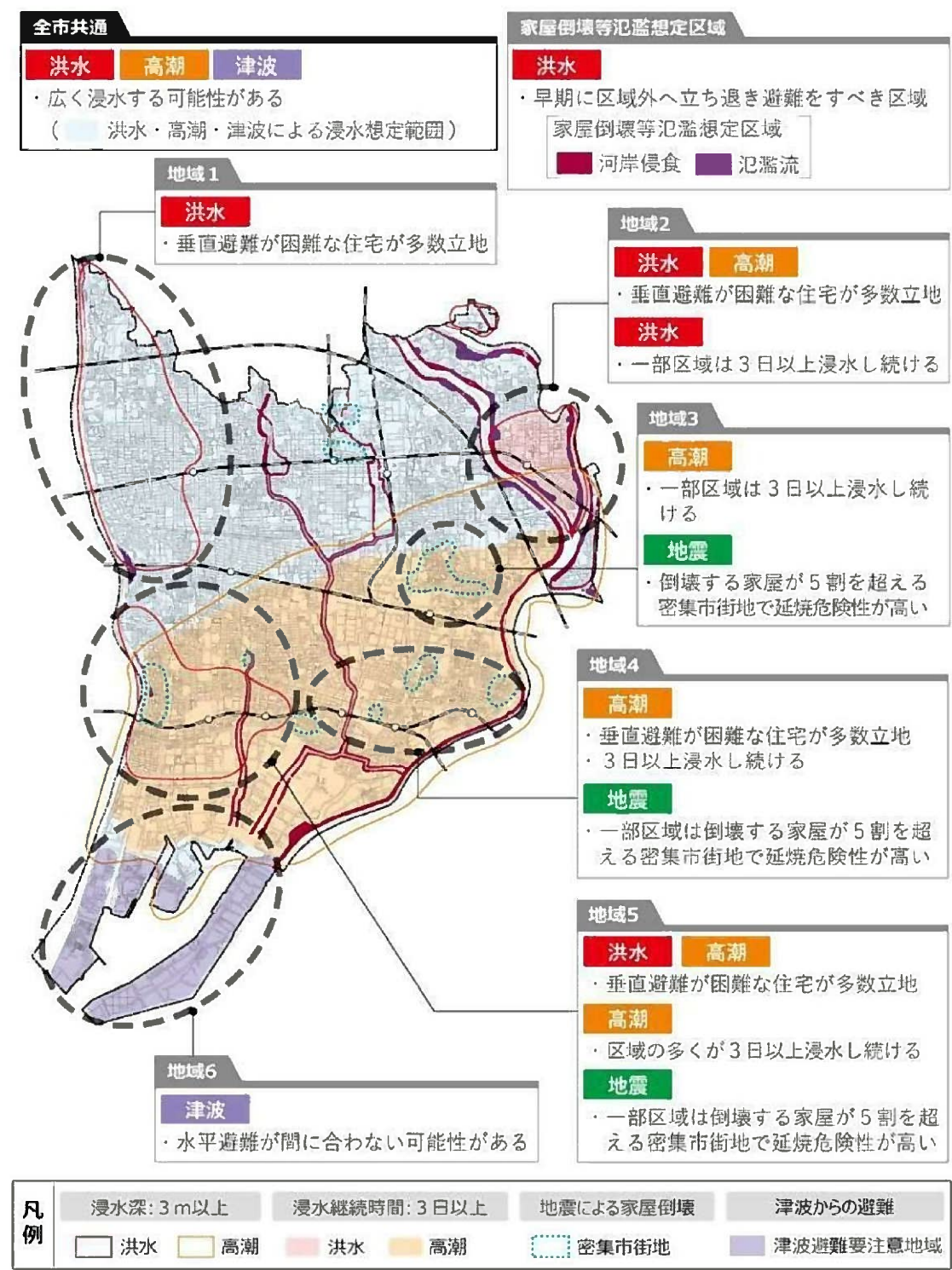


出典：尼崎市地域防災計画

3 特にリスクの高い地域を対象とした課題整理

災害リスクを分析した結果を踏まえ、今後必要となる対策の方向性を定めるため、特にリスクの高い地域が複数含まれる場所や避難の際に注意が必要な場所を中心に抽出し、次のとおり地域ごとに防災上の課題を整理しました。

図 - 地域ごとの防災上の課題

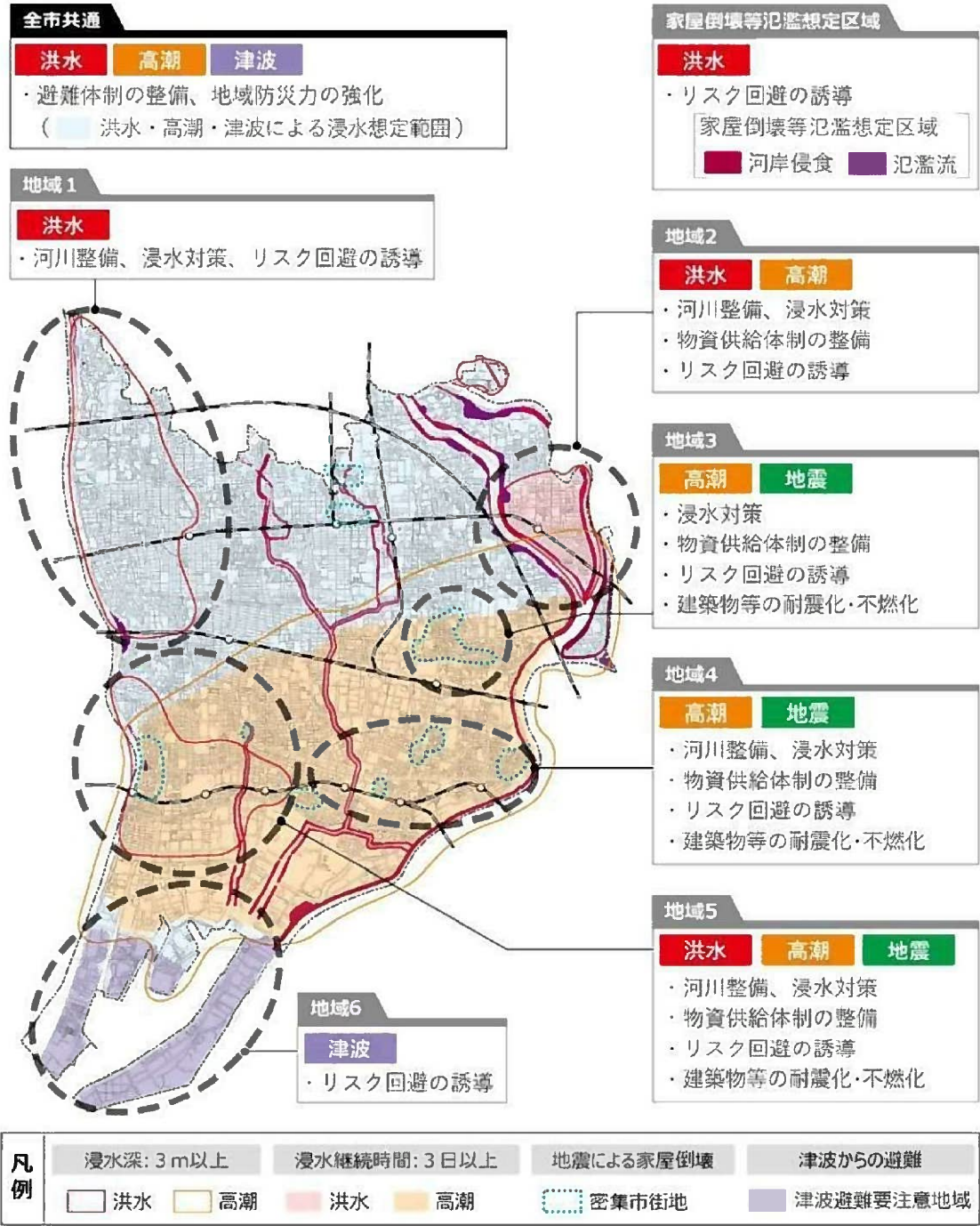


4 防災まちづくりの取組方針

地域ごとの防災上の課題を踏まえ、「災害を“みんなで乗り切る”まち」の実現に向けて、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を計画的に推進していくための取組方針を次のとおり設定しました。

なお、行政が行う取組（公助）だけでは限界があることから、「市民や事業者が命や財産を自分で守る取組（自助）や地域で助け合う取組（共助）」も合わせて推進していきます。

図 - 地域ごとの取組方針



5 具体的な取組及びスケジュール

(1) 具体的な取組及びスケジュール

防災まちづくりの取組方針に基づく取組内容と目標期間を次に示すとおり設定します。なお、リスク分析の対象から除外した内水に対する取組も合わせて設定しています。

	取組方針	取組内容	取組主体	目標期間	災害ハザード				
					洪水	高潮	津波	地震	内水
ハード施策	河川整備	・河道掘削、護岸整備 (武庫川、神崎川、庄下川等)	行	長期	●				
		・矢板護岸の耐震化(庄下川)	行	長期	●			●	
		・河川施設の老朽化対策 (矢板護岸、排水機場、水門等)	行	長期	●	●	●	●	●
	浸水対策	・防潮堤の整備	行	長期	●	●			
		・抽水場の整備	行	長期					●
		・校庭貯留、公園貯留	行	長期	●				●
		・下水道施設の改築更新 (ポンプ場、処理場、管きよ)	行	長期					●
		・下水道施設能力の強化	行	長期					●
		・雨水浸透施設の整備 (透水性舗装、浸透井、 雨水貯留タンク等)	行 民 事	長期					●
		・下水道施設の耐水化・耐震化	行	長期	●	●	●	●	●
	建築物等の耐震化・不燃化	・建築物等の耐震化 (公共施設を含む)	行 民 事	長期				●	
		・密集市街地の改善	行 民 事	長期				●	
		・災害リスクを考慮した 開発・建築の誘導	行 民 事	長期	●	●	●	●	●
	リスク回避 の誘導	・物資供給体制の整備	行	長期				●	
		・応急給水栓や マンホールトイレの整備	行	中期				●	
	避難体制 の整備	・避難路・避難地の整備	行	長期	●	●	●	●	●
		・避難誘導板の更新	行	中期	●	●	●	●	●
		・要配慮者施設の 避難確保計画の策定推進	行 事	短期	●	●	●		●
		・災害情報の確実な 伝達・拡散の推進	行 民 事	長期	●	●	●	●	●
		・多様な避難行動の促進	行 民 事	長期	●	●	●	●	●
		・南海トラフ地震 防災対策計画の策定	事	短期			●	●	
		・地域防災マップの作成 ・周知啓発	行 民 事	長期	●	●	●	●	●
ソフト施策	地域防災力の 強化	・各種防災訓練	行 民 事	長期	●	●	●	●	●
		・出前講座の実施 マイタイムライン (マイ避難カード)の作成支援	行 民	長期	●	●	●	●	●
		・家庭や事業者への備蓄の ・重要性の周知と啓発	行 民 事	長期	●	●	●	●	●
		・企業 BCP 計画の策定	事	長期	●	●	●	●	●

※1 行：行政、民：市民、事：事業者 ※2 [目標期間] 短期：～5年程度、中期：5～10年程度、長期：10年～

第5章 計画の推進に向けて

1 評価と見直しの方法

本計画の目標年次である令和 15 年（2033 年）までには、社会の様々な分野での変化が予想されます。

そのため、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うほか、計画の中間年度である 5 年目に中間見直しの必要性を検討します。

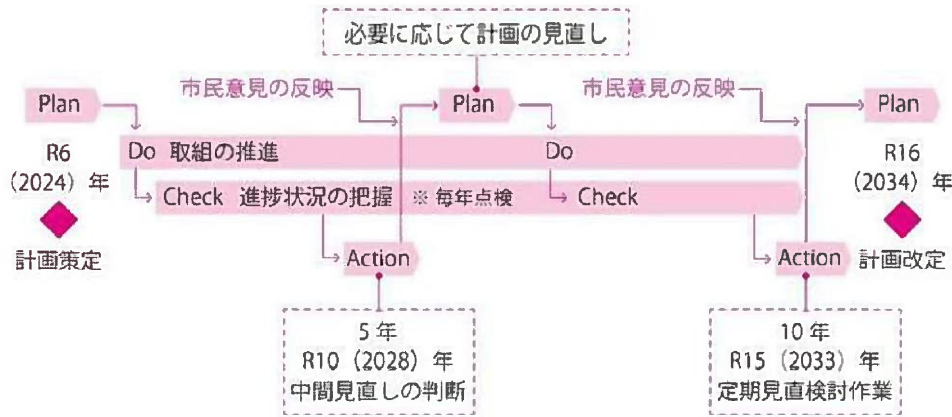
(1) PDCA サイクルの運用

各種調査の結果に基づき掲げた「めざすまちの姿」を実現するために、本計画を立案しました。本計画に基づき実施される施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを、PDCA サイクルにより検証します。

具体的には次のような流れで進行管理に取り組みます。

- ・進捗状況の把握に努め、計画期間の中間時期であるおおむね 5 年目に中間見直しの判断を行い、10 年後の定期見直しにつなげる進行管理プロセスを導入し、計画の実効性を高めます。ただし、まちづくりが進む過程で、新たな課題や考え方が多く出てきた場合や、上位計画の改定に伴い、本計画を改定する必要性が生じた場合には、随時見直しを行うなど、柔軟な運用を図ります。
- ・進捗状況については、ホームページ等を通して公表します。

図 - 計画見直しのイメージ



(2) 計画の評価

毎年、市が行う事業の進捗状況や本市の現況を把握するとともに、本市総合計画に係る市民意向調査の結果も活用し、めざすまちの姿及び分野別のまちづくりの達成状況、関係法令や関連計画の変更、社会経済情勢の動向を踏まえ、評価を行います。

2 目標値の設定

第6次尼崎市総合計画において、くらしと産業を支える都市基盤のもとに、快適で魅力あるまちを実現するために、多角的かつ総合的な目標値を設定しており、本計画においても“めざすまちの姿”や歩いて暮らせるコンパクトで持続可能なまちを実現していくために同じ目標値を設定します。

指標の考え方	指標				単位
	基準値（年及び数値）		目標値（年及び数値）		
生活利便施設のカバー率、公園利用の満足度、地域推奨意欲、転入者の5年定着率からなる「都市機能・住環境指数」を本計画全体の目標とする。	都市機能・住環境指数				ポイント
	令和4年 (2022年)	-2	令和15年 (2033年)	4	

※ 4項目それぞれ直近3か年と当該年度を比較し、直近3か年を上回っていれば+1ポイント、下回っていれば-1ポイントとして、その合計を指数とする。

【都市機能・住環境指数の考え方】



本計画のうち、特に立地適正化計画に関する各施策・事業の進捗状況を評価するための指標を次のように設定します。

(1) 居住誘導、都市機能誘導に関する評価指標

指標の考え方	指標				単位
	基準値（年及び数値）		目標値（年及び数値）		
居住誘導区域については、将来人口が減少する中でも、一定の人口密度を維持することを目標とする。	居住誘導区域内における人口密度				人/ha
	令和 2 年 (2020 年)	125.1	令和 22 年 (2040 年)	119.5※	
都市機能誘導区域内において設定した誘導施設のうち、誘導を目指す施設は 2 つの拠点で 1 種類ずつあるため、その計 2 施設の誘導を目標とする。	都市機能誘導区域に新たに設置された誘導施設の数				施設
	令和 5 年 (2023 年)	0	令和 25 年 (2043 年)	2	

※尼崎人口ビジョンにおける人口の将来展望の上限値に基づき設定（予測される人口密度 106.4 人/ha）

【居住誘導区域内における人口密度の目標値設定の考え方】



		令和 2 年 (2020 年)	4.5%減	令和 20 年 (2040 年)	備考
市全体	人口	459,593 人		439,000 人	人口ビジョン上限値
居住誘導区域内	人口	422,617 人		403,681 人	
	面積	3,377 ha		3,377 ha	
	人口密度	125.1 人/ha		119.5 人/ha	

【都市機能誘導区域内に新たに設置する誘導施設の考え方】

- ・ JR 尼崎駅周辺 : 市外もしくは、市内全域から利用される公的施設（国、県の機関等）
 - ・ 阪神大物駅周辺 : スポーツ施設（観覧場（野球場））
- ※ P57～58 参照

(2) 防災まちづくりの取組（防災指針）に関する評価指標

指標の考え方	指標				単位
	基準値（年及び数値）		目標値（年及び数値）		
避難場所の衛生環境を改善するために、避難場所となる学校 68 校にマンホールトイレを設置することを目標とする。	マンホールトイレ設置校数				校
	令和 4 年 (2022 年)	21	令和 13 年 (2031 年)	68	
災害時に避難地となる公園の防災機能をより向上させるため、リノベーションに取り組む予定の大規模公園（9 箇所）を加えて、全 21 か所を目標とする。	防災機能の強化を図る公園				箇所
	令和 4 年 (2022 年)	12	令和 15 年 (2033 年)	21	
災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、正確な情報を取得し、自らの判断で主体的な避難行動をとることが必要であることから、全市民が災害に関する情報を自ら取得することを目標とする。	市民へのアンケート結果に基づく「自ら情報を取得している」割合				%
	令和 4 年 (2022 年)	36.0	令和 9 年 (2027 年)	100.0	
			令和 25 年 (2043 年)	100.0 維持	
災害時に市民一人ひとりが適切なタイミングで、安全な場所に避難ができるよう、全市民がマイ避難カードを作成することを目標とする。	市民へのアンケート結果に基づく「マイ避難カードを作成している」割合				%
	令和 4 年 (2022 年)	1.6	令和 9 年 (2027 年)	100.0	
			令和 25 年 (2043 年)	100.0 維持	

【防災機能を持つ公園（令和 4 年度末時点）】

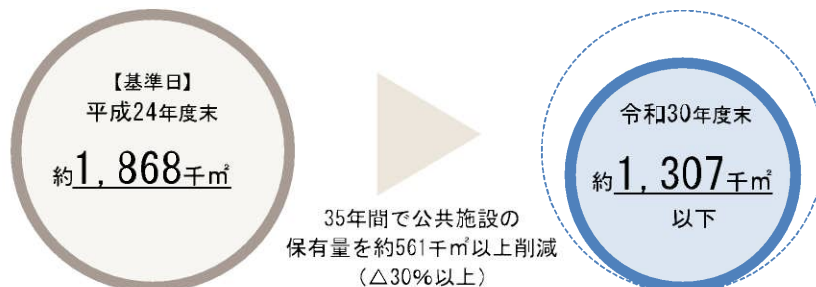
	公園名	整備年度	防災機能
1	上の島北公園	平成 7 年度	雨水貯留槽（20m ³ ）を設置し、樹木の散水等に利用
2	若宮公園	平成 14 年度	雨水貯留槽（7.3m ³ ）を設置し、樹木の散水等に利用
3	潮江緑遊公園	平成 22 年度	耐震性緊急貯水槽100m ³ 、耐震性防火水槽100m ³ 、雨水貯留槽100m ³ 、災害用緊急トイレ20穴を設置
4	もすりん橋公園	平成 25 年度	浸水対策として、雨水を一時貯留できるよう、広場を周辺より低く整備
5	戸の内公園	平成 26 年度	
6	神崎川緑地	平成 28 年度	
7	武庫之荘8丁目緑地	令和元年度	
8	食満5丁目公園	令和 2 年度	
9	西昆陽2丁目公園	令和 3 年度	
10	長洲本通北公園		
11	長洲西通1丁目公園		
12	宮の北公園	令和 4 年度	災害用緊急トイレ、雨水貯留機能等

(3) 公共交通及び公共施設に関する評価指標

指標の考え方	指標		単位
	基準値（年及び数値）	目標値（年及び数値）	
公共交通に関する評価指標は、現在の立地適正化計画では、バスの年間輸送人員と1日当たりの鉄道駅の乗客数を設定していますが、現在策定中の（仮称）尼崎市総合交通計画で設定される指標と整合を図ります。			
市有建築物に係る3つの方針及び目標に基づいて、量、質、運営コスト等の最適化を図るため、公共施設マネジメントの取組を進め、「再編」の取組において市有建築物の床面積の削減を行う。	市有建築物の床面積		千㎡
	平成24年 (2013年)	約1,868 令和30年 (2048年)	

（出典：（仮称）尼崎市総合交通計画、尼崎市公共施設等総合管理計画）

【市有建築物面積削減の考え方】



参考資料

1 用語集

あ行

雨水貯留(浸透)施設	雨水を一時的に貯留し、または雨水の地下への浸透を促進する施設であって、浸水被害を軽減する効果を持つ施設です。
援農ボランティア制度	後継者不足や高齢化による人手不足に悩む農業者をサポートする農作業のボランティア活動に関する制度です。
エリアブランディング	特定のエリアにおいて、市民・事業者等・行政が連携し、そのエリアの特性(人・文化・環境・歴史等)を生かしたまちづくりを進めながら、情報発信も合わせて行うことで、まちの魅力のさらなる向上を図ることです。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組みのことで、
オープンスペース	建物が建っていない視覚的に広がりのある土地のことです。公園緑地、広場、河川、農地等があります。
屋外広告物	看板、広告塔等で、屋外で常時もしくは一定期間表示されるものです。

か行

関係人口	移住した「定住人口」でも、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指します。
幹線道路	都市の骨格になる道路網を形成する道路です。そのうち主要幹線道路とは、主に都市間を連絡する道路です。
既成市街地	産業又は人口が相当程度集中し、 <u>都市施設の整備</u> や <u>土地の高度利用</u> 等の市街地としての開発が既に行われている地域です。
既存ストック	整備済みの道路や公園等の都市施設や住宅等の建築物をいいます。
基盤整備	生活や経済活動に必要な都市の基盤となる施設を整備することです。
緊急輸送予定道路	災害時に緊急物資、人員の輸送等を円滑に行うために緊急に応急復旧を要する道路として、尼崎市が選定する道路です。
近自然工法	地球環境や自然生態系に配慮した河川の護岸等の整備方法です。
建築協定	住宅地としての環境の維持増進等を目的に、対象となる区域の関係権利者全員の合意により建築物や構造、用途等のルールを建築基準法に基づく協定として結ぶものです。
公共建築物	国や地方公共団体等が設置し、事務等を行うために使用する建築物や、広く一般市民が利用する建築物です。(例:市役所、支所、消防署、図書館、学校等)
高次都市機能	行政、教育、文化、情報、商業、交通、レジャーなど都市自体が持つ住民生活や企業の経済活動に対する各種のサービス機能のもたらす利益や恩恵が広域にわたる機能のことです。
交通結節機能	ターミナルにおいて、鉄道と鉄道あるいは鉄道と車両交通(バス、タクシー、マイカー)等、複数の交通機関と相互に連絡できる機能です。
高度利用	道路など都市施設が一定整備されており、有効な空地や一定規模以上の敷地を確保することで中高層建築物など階数の高い建築物を建築し、土地を効率的に利用することです。
港湾緑地	港湾区域に設置される緑地で、水際の景観整備や港で働く人、近隣住民の休息といった日常利用のほか、大規模災害発生時の避難スペース、緊急物資の一時保管等の役割をもった緑地です。
コミュニティ活動	地域の方々が力を合わせて課題解決等に取り組む市民活動のことで、地域のつながりや地域への愛着を育む活動を総称したものです。

さ行

災害拠点病院	地震・津波・台風・噴火等の災害発生時に医療機関を支援する病院のことです。
再生可能エネルギー	有限で枯渇の恐れがある化石エネルギー等に対し、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーのことで、太陽光、風力、地熱、バイオマス等を利用したエネルギーがあります。
最低敷地面積	ゆとりある住環境を保全するための基準で、 <u>尼崎市住環境整備条例</u> により、用途地域ごとに戸建・長屋住宅の敷地面積の最低限度を定めています。
3R	Reduce(リデュース・減らす)、Reuse(リユース・繰り返し使う)、Recycle(リサイクル・再資源化)の頭文字からなるごみを減らすための考え方を示すもので、優先順に並んでいます。
市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域で、開発や建築等に対する制限が課せられている区域です。
シビックプライド	自分自身が都市を構成する一員であると自覚し、都市をより良い場所にするための取組みに関わろうとする当事者意識のことです。
市民農園	農地を借りて農業者以外の人がレクリエーションや自家用野菜の生産等を目的とし、野菜や花を育てるための農園です。
(尼崎市)住環境整備条例	良好な住環境の形成のため、民間開発の事前協議、紛争の防止、大規模開発事業の構想段階での届出制度等の手続き、地区計画策定時の市民参加の手続き、住宅の <u>最低敷地面積</u> など住環境の向上に必要な事項を定めた条例です。
重要港湾	国際海上輸送網や国内海上輸送網の拠点となる港湾として政令で定める港湾で、 <u>尼崎西宮芦屋港</u> が指定されています。
循環型社会	廃棄物の発生抑制や製品の効率的な再利用等によって、天然資源の消費量が抑えられ、環境への負荷ができる限り低減された社会です。
(尼崎市)商業立地ガイドライン	計画的なまちづくりを進める商業立地の指針として策定したもので、市域をゾーニングし、まちづくりと商業機能の方向性を示すとともに、都市構造や地域環境に与える影響が大きい大型商業施設について、規制・誘導の考え方を示しています。
消防水利	消火栓、防火水槽、プール、河川、溝、濠、池、海、井戸等、消防の用に供し得る水利施設です。
スマートシティ	ICT 等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域のあり方を指します。
生産年齢人口	労働力の中核をなす 15 歳以上 65 歳未満の人口です。
生産緑地	市街化区域内の一定の要件を満たす農地で保全すべきものとして都市計画決定されたもので、建築等が制限されますが税制面での優遇を受けることができます。
生物多様性	自然生態系において多様な生命が豊かに存在していることです。
ゼロメートル地帯	平均満潮時の海水面より土地の高さが低い地域です。
専門家派遣	まちづくり協議会等、まちづくりに取り組む団体等への技術的な支援や活動のサポートのため建築士等の専門家を派遣する制度です。
総合的な治水対策	河川の氾濫等の水害を未然に防ぎ、被害を最小限にとどめるため、河川や下水をスムーズに流す対策に加え、水を貯める施設や雨水が染み込む施設を置くなど、雨水を一時的に蓄える対策のほか、浸水に関する情報提供や浸水被害の軽減のための体制整備等、事前に備える総合的な対策です。

た行

脱炭素先行地域	2050 年カーボンニュートラル※に向けて、民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、国全体の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域です。 尼崎市では令和 4 年、「阪神大物地域ゼロカーボンベースボールパーク整備計画」が、環境省による第 1 回脱炭素先行地域に選定されています。 ※温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること
地区計画	地区単位で道路・公園等の配置や建築物の形態や用途、高さの制限等について、地区の特性に応じてきめ細かく定め、良好なまちづくりを進める計画です。
地区まちづくりルール制度	まちづくり協議会等の住民団体が主体となって、独自に決めた地区の将来像や方針等を踏まえて、建築物の高さや水路や樹木の維持管理、まちなみの保全等を定めているものです。
地形地物	土地の地形や道路、建築物、河川、植生等の地物の総称です。
長寿命化	既存の施設を出来るだけ有効に長く活用する考え方です。
特定生産緑地制度	平成 29 年 5 月の生産緑地法改正に伴い創設された制度です。生産緑地地区は、都市計画決定の日から 30 年経過後にはいつでも買取り申出が可能となるため、現在適用されている税の優遇は受けられなくなります。そこで、引き続き生産緑地の保全を図るため、従来の生産緑地制度を 10 年単位で延長できる特定生産緑地として、市が所有者の意向に基づき指定できるようになりました。
都市型居住機能	駅前のホテルや商業施設併設型の集合住宅等、広域拠点や地位拠点に位置する利便性が高い住宅等を指します。
都市基盤	道路や公園、下水道等の施設に、ガス、電気等のエネルギー供給施設、学校や病院等を含めた生活に必要な公共施設の総称です。
都市計画区域	人口など一定の要件を満たし、都市として整備や保全をする必要がある区域を指定するもので、尼崎市は市域全域が都市計画区域になっています。
都市施設	道路、公園、下水道、河川、鉄道など都市活動に必要な基盤的な施設の総称です。
都市農地貸借制度	平成 30 年 9 月に施行された都市農地の貸借の円滑化に関する法律でできた制度です。都市農地(市街化区域内の農地のうち生産緑地として指定されているもの)について、①「認定を受けた事業計画に基づく貸付け」、及び②「一定の市民農園の用に供するための貸付け」が農地法の適用を外れスムーズに行えるようになりました。

な行

(尼崎市)内陸部工業地の土地利用誘導指針	具体的な都市計画を定める際の基本的な考え方として、工業地域及び準工業地域内における土地利用の誘導方向等を示すものです。
南海トラフ巨大地震	日本列島の太平洋沖にある「南海トラフ」沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード(M)9 級の巨大地震です。

は行

ハザードマップ	自然災害による被害を予測してその被害範囲を示した地図です。
PDCA サイクル	P(計画)、D(実施及び運用)、C(点検及び是正措置)、A(見直し)のサイクルを回しながら継続的に施策や事業の改善に取り組む仕組みです。
防災街区整備地区計画	密集市街地において、建替等を通して道路空間を確保しながら、燃えにくい建築物へと変え、火災の延焼を防止し、通行路を確保して地区の防災性を高める地区計画です。
防災拠点	災害時に救援物資の配給、安否情報の確認、避難等の防災の拠点となる場所です。

防災協力農地	今後起こり得るであろう「南海トラフ巨大地震」等の甚大な災害時に備え、市民の安全確保や円滑な復旧活動に役立てる用地として、尼崎市が令和 4 年度から開始している登録制度です。
--------	--

ま行

密集市街地	道路や公園等が十分に整備されず、木造の建築物が密集し、地震時等の火災発生時に大きな延焼被害が想定される市街地をいいます。
無接道敷地	所有する土地が、建築基準法で定める道路に、適法(建物敷地 2m以上)に接することができない敷地であり、建築ができない敷地のことです。
モビリティ・サービス(MaaS)	地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものです。

や行

用途地域	良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業等の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途や容積率、建蔽率、高さ等の形態を規制し、又は誘導する都市計画及び建築規制の制度です。
------	--

ら行

リスクコミュニケーション	自然災害や食品安全、環境問題等、社会に危険を与える恐れがあり、さらに関係者のあいだで意識共有が必要とされることがらについて、市民、行政機関、企業、専門家など利害関係者のあいだでおこなう情報の共有や意見の交換のことをいいます。
老朽危険空家等	空家等対策の推進に関する特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定空家等又は尼崎市危険空家等対策に関する条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する危険空家等のうち、別途定める不良度判定基準によって測定した評点の合計が 100 点以上の空家等を指します。 →(参考) 尼崎市HP

わ行

ワークショップ	計画策定の際等、参加者が自由に意見を出し合うことで各人の思いや考えを共有化する会議の仕組みで、近年、様々な地域のまちづくりで活用されています。
---------	---

尼崎市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定スケジュール

資料 3

実施時期 内容		令和4年度												令和5年度											
		R4.4	5	6	7	8	9	10	11	12	R5.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	R6.1	2	3
市民意向調査 (意見聴取)	都市計画審議会																								
都市計画分科会	都市計画審議会 各分科会																								
共通	はじめに																								
都マス	まちづくりの 基本方針																								
立適	分野別・地域別 のまちづくり																								
立適	誘導区域及び 誘導施設																								
共通	防災指針																								
共通	計画の推進に向 けて																								

凡例 ●——●：作成、実施期間を示す。
●- - -●：修正等の期間を示す。